

一斉休憩の適用除外に関する協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、一斉休憩の適用除外に関して、次のとおり協定する。

記

(適用対象者)

第1条 適用対象者は、裁量労働制で勤務する研究開発業務従事者とする。

(休憩時間)

第2条 休憩は一斉に付与せず、各人が午前11時から午後5時までの間に所定休憩時間(当日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間)を取得するものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は平成22年1月1日より平成22年12月31日までを有効期間とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

従業員代表 ○○一郎 ⑩

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○太郎 ⑩